

議事日程第1号

平成23年11月29日(火)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第98号から第101号まで及び報告第10号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部幸男

副市長 伊藤正孝

教 育 長	杉 本 俊比古	監 查 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	佐 藤 誠 一	市民福祉部長	加 藤 謙 一
産業建設部長	三 浦 源 蔵	企 業 局 長	佐 藤 稔
総務企画課長	小 玉 一 克	財 政 課 長	田 原 剛 美
福祉事務所長	加 藤 透	農林水産課長	佐 藤 喜代長
観光商工課長	山 本 春 司	学校教育課長	西 村 隆
監査事務局長	杉 山 武	企業局管理課長	船 木 吉 彰

午前10時01分 開 会

○議長（吉田清孝君） これより、11月臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

5番三浦利通君、6番佐藤巳次郎君を指名いたします。

日程第3 議案第98号から第101号まで及び報告第10号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第98号から第101号まで及び報告第10号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 98号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

議案第 99号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与
等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について

議案第101号 財産の取得について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成23年11月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議をいただきます議案件は、条例改正など5件であります。

まず、議案第98号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて、一般職の職員の給料月額を引き下げ及び期末手当の引き上げ等を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第99号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市長、副市長及び教育長の期末手当を、平成23年度は据え置き、平成24年度は一般職の職員に準じて引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第100号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、特別職の職員に準じて議会議員の期末手当を、平成23年度は据え置き、平成24年度は引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第101号財産の取得についてであります。

本議案は、男鹿市消防団の小型動力ポンプ積載車9台を購入するものであります。

次に、報告第10号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本報告は、草刈り作業中の事故に伴う、和解及び損害賠償額の決定について、去る11月7日に専決処分したので、これを報告するものであります。

なお、損害賠償額は10万3千831円ですが、これは全額、全国市長会市民総合賠償保償保険から支払われることとなっております。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の補足説明を求めます。議案第98号から第101号までについて、佐藤総務企画部長の説明を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） それでは、私からは議案第98号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第99号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第100号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

3議案とも、秋田県人事委員会勧告に伴う県の給与改定等に準じ、関係条例の一部を改正するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでありますが、資料に基づきまして説明させていただきます。

恐れ入ります。平成23年度給与改定等についてと、A4版一枚物の資料がございます。これをご覧いただきたいと存じます。

今年度の人事院勧告に基づき、11月2日に秋田県人事委員会から、県議会議長並びに県知事に対し、勧告がなされており、市といたしましては、一般職の職員については、県内の給与実態などが反映された県人事委員会の勧告どおり実施いたしたいというものであります。

給与改定の内容といたしましては、平均改定率0.21パーセントの引き下げとなる改定を行うものであります。

まず、1、改定内容（1）一般職の職員の給料月額の引下げについてでございますが、基本給についてであります。基本給、月例給は、中高年齢層の給料表につきましては、医療職給料表1表適用の医師を除き、50歳代を中心に40歳代前半まで、最大0.5パーセントの引き下げ改定を行うものであります。

また、平成18年に実施された給与構造改革に伴う経過措置額の算定基礎額についても、0.49パーセント引き下げとなるものであります。

次に、（2）の一般職の職員の期末・勤勉手当につきましては、年間支給月数を0.05月引き上げ、3.95月といたすものでありますが、今年度につきましては、6

月期末手当1.20月は据え置き、12月の期末手当を0.05月引き上げ、1.40月とするものであります。

なお、これらの実施時期は、平成23年12月1日から実施するものでありますが、ことし4月からの官民格差を是正するため、4月から実施の前日までの期間に係る格差相当分として、給料額、管理職手当、扶養手当、住居手当及び6月に支給された期末・勤勉手当に0.38パーセントを乗じた額を12月に支給する手当で調整するものであります。

なお、この調整率につきましては、県人事委員会の勧告に基づき算定したものであります。

また、平成24年度につきましては、6月期末手当の支給月数を1.225月、12月期末手当の支給月数を1.375月とするものでありますが、この改正については平成24年4月1日から実施するものであります。

次に、(4)の特別職の職員及び議会議員の期末手当につきましては、平成23年度においては据え置き、平成24年度において、6月及び12月の期末手当の支給月数を0.025月ずつ引き上げ、6月は1.425月、12月は1.525月とするものであります。

以上の改正を実施するため、議案第98号では、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第99号では、男鹿市特別職の職員の給与に関する条例、男鹿市教育長の給与等に関する条例、議案第100号では、男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の各条例を、それぞれ一部改正するものであります。

次に、議案第101号財産の取得について、補足説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお開き願いたいと存じます。20ページでございます。

本議案は、男鹿市消防団の小型動力ポンプ積載車9台を購入するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

小型動力ポンプ積載車は、地域における迅速な消火活動により、市民の生命と財産を守るため、年数の経過とともに劣化の著しいものについて、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業によりまして、年次的に更新しているものであります。

このたび、購入後15年以上を経過した増川、門前、大倉、琴川、町田、真山、西黒沢、鶴木、五明光の9地区について、9台購入するもので、平成23年11月10日に6社による指名競争入札を執行した結果、潟上市天王字江川27の1、東北産業株式会社代表取締役田仲茂から、小型動力ポンプ積載車9台を3千99万6千円で取得するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第98号から第101号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって本4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第98号から第101号までを一括して採決いたします。本4件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第98号から第101号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて11月臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時17分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 三 浦 利 通

議 員 佐 藤 巳 次 郎